

県有林造林事業標準仕様書集

令和8年2月1日

山梨県森林環境部県有林課

山梨県県有林造林事業標準仕様書

総 則

(適用範囲)

- この仕様書は、県有林造林事業の請負事業を実施するため請負者が実行しなければならない事業の標準的内容を示すものである。ただし、設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先適用する。また、これらに記載がない事項で事業実施に必要な場合は、山梨県森林環境部建設工事標準仕様書を準用する。

(施工基準)

- 請負者は、設計図書、この仕様書及び別に定める特記仕様書により事業を実行しなければならない。

(定義)

- この仕様書において「監督員」とは請負契約書第9条に規定する監督員をいい、「請負者」には、請負受注者の他契約書第10条に定める現場代理人を含む。

(不明又は疑問事項の処置)

- 請負者は、事業の実施にあたり、順序、方法、その他について、不明又は疑義のある場合は、その都度監督員と協議しなければならない。

(施工計画の作成)

- 請負者は、事業開始前に森林整備事業施工管理基準（以下「施工管理基準」という。）第4により施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

(諸手続)

- 請負者は、事業の施行にあたり所定の手続きをなし、関係法規を守らなければならない。

(測量杭の保全)

- 請負者は、境界標、測量杭は移動しないように保護しなければならない。なお、事業実行上移動又は撤去の必要が生じたときは、あらかじめ監督員と協議をしなければならない。

(安全設備)

- 請負者は、事業実施のため、一般交通や周辺施設等に損害等をおよぼすおそれのある場合には、監督員と協議をして適当な防護措置を講じなければならない。

(区域の確認)

- 請負者は、作業を実施する前に作業区域の境界を確認し、塗料、テープ等

により区域の表示をしなければならない。

(経費負担)

- 10 次の各号に掲げる費用は、請負者の負担とする。
- (1) 諸法令の適用に要する費用
 - (2) 請負事業実行上他に及ぼした損害賠償の費用
 - (3) 事業施行に障害となる物件及び不要物の取り片付け等に要した費用
 - (4) 各種検査に要する経費

(伐倒木、枝条等の処理)

- 11 請負者は、作業において発生した伐倒木、枝条等については、次の各号に留意し、危険や障害を引き起こさないように処理しなければならない。
- (1) 斜面での落下等の防止のための固定
 - (2) 川、沢筋等への流入防止
 - (3) 山道、作業歩道からの排除
 - (4) 掛かり木処理途中における注意喚起表示ならびに完全伐倒処理

(労働安全)

- 12 請負者は、労働安全衛生規則で規定された作業を行う場合には、作業員に安全教育を行わなくてはならない。
- 13 請負者は、「安全装備の装着基準」（平成25年10月7日付山梨県森林環境部県有林課作成）を遵守しなければならない。

(農薬等)

- 14 請負者は、農薬、忌避剤等は法令、設計図書及び仕様書に基づき適正に使用し、作業に当たっては、所定の使用方法及び防護措置を行い実施するものとする。なお、区域が雪で覆われているもしくは著しく乾燥状態にある場合は散布できない。また、使用した薬剤、器材及び容器、包装等は区域外に搬出、安全に処理し、林内に放置してはならない。

(水系への配慮)

- 15 請負者は、燃料、農薬、忌避剤等の化学物質を運搬、保管、使用するに当たって、河川、溪流、湖沼等の水系に流出させることのないよう、燃料やオイルを置く際や給油する際には、地面にシートを敷くなどの対策を講ずること。なお、林内に漏れた場合に備え、吸着シート等を携帯しておくこと。

(山火事の防止)

- 16 請負者は、火気の取扱いには常に注意し、火災を起こさないようにしなければならない。

(FSC管理基準及び希少生物)

- 17 請負者は、森林管理協議会の認定基準に基づく施業実施に努めなければならない。また、実施区域内において希少生物が確認された場合は、監督員にその旨報告し、指示を受けなければならない。

(材料検査)

- 18 請負者は、材料検査を行った場合は、その結果を監督員に報告し、確認を

受けなければならない。なお、農林規格、工業規格認定既製品については品質保証書により代えることができる。その場合でも監督員が不適当と認める時は、請負者の負担により交換または新たに購入しなければならない。

(材料の変更)

19 請負者は、設計図書及びこの仕様書に示されている材料の入手が困難な場合は、これと同等以上の強度、品質、及び形状寸法をもったものに限り監督員の承諾を得て使用することが出来る。

(出来形管理)

20 請負者は、施工管理基準に基づき出来形管理を行う。ただし、この管理基準によりがたい場合は、監督員と協議の上、他の方法で出来形管理を行うものとする。

(完成後の整理)

21 請負者は、事業完成後は、資材、ゴミ等の散乱放置がないように跡地の整理をしなければならない。

(作業書類の作成)

22 請負者は、事業の実施に際しては、請負内容に応じて次のとおり書類を作成しなければならない。

- (1) 作業に使用した資材、薬剤等の伝票（写）及び受払簿または管理簿
- (2) 森林整備事業施工写真管理基準に基づく記録写真
- (3) 出来形管理記録その他請負実施に必要な証拠書類
- (4) 作業日誌
- (5) その他監督員が必要と認めたもの

(事故報告)

23 請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が提示する期日までに、事故の内容を書面で報告しなければならない。

(様式 1)

地拵 仕様書

本仕様書は、「地拵」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 原則として全刈りとする。
- 2 作業区域内において植栽の支障となる樹木、笹、小柴、雑草、つる類等（以下、「末木枝条等」という。）は、原則として山側地際からの高さが概ね 20 cm 以下となるよう伐採、刈払いを行う。ただし、有用天然木等で、監督員が保残するよう指示したものについてはこの限りでない。
- 3 末木枝条等は、作業区域内に筋状に集積処理するものとし、人力で作業を行う場合は、必要に応じて概ね 2～3 m 程度の人力で安全に動かすことが出来る長さに刻んでから行うこと。
- 4 末木枝条等が少なく集積しなくとも植栽・下刈等に支障がないと判断される場合は、部分的に集積又はそのまま存置（分散処理）できるものとする。
- 5 傾斜地等で集積物が滑落・移動する恐れのある場合は、末木枝条等は、等高線となるべく平行かつ筋状に集積する。集積した筋（棚）は伐根に固定し、または適当な伐根が無い箇所は杭を打って固定するものとする（伐根または杭の間隔は概ね 2 m 以下）。なお、林地保全上必要な箇所は、生木棚積とする。
- 6 集積処理・分散処理のいずれの場合においても、常水あるいは降水時の出水が想定される沢敷は避けて処理すること。
- 7 末木枝条等を集積する筋は、次の方法により行う。
 - 1) 筋の幅は、植栽間隔以下の幅とする。
 - 2) 筋の位置は、植栽間隔に配慮しながら、地形、末木枝条の量に応じて適宜設置する。
 - 3) 筋の高さは、概ね 1.5 m 以下の高さとする。

- 4) 区域内の移動の妨げとならないよう、筋には適宜通路を確保する。
- 8 作業上危険となる伐根は、地際と水平に切り直す。
- 9 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

(様式2)

植栽（共通）仕様書

本仕様書は、「植栽」作業の全般に係る施工基準及び注意事項を定める。

1 用語の定義

- 1) 本仕様書において「苗木」とは、植栽対象となる樹木の幼木を指す。
- 2) 「裸苗」とは、土壤を伴わずに根が露出した状態の苗木を指す。
- 3) 「コンテナ苗」とは、マルチキャビティコンテナ等の容器において育苗した根鉢付き苗を指す。

2 苗木の品質確認

- 1) 苗木の納入時には、施工管理基準に基づき、以下の各項目を目視及び触診又は測定により品質確認を行うものとする。その結果、本項に定める基準に適合しない苗木が確認された場合は、当該苗木は本仕様書に基づく受入の対象としないものとする。なお、以後の取扱い（当該ロットにおける不適合混入割合の推定、再納入の要請及び再検収の実施）については、施工管理基準によるものとする。

（1）苗木が衰弱していないこと。

掘り取り後の経過時間や保管状態により苗木が衰弱している場合は、活着不良の原因となるため受入の対象としない。なお、「苗木が衰弱している状態」とは、以下の症状が確認されるものを指す。

- ① 芽が休眠状態にあるにもかかわらず、枝や幹に弾力がない。
- ② 葉や芽の色つやが悪く、全体的に活力が感じられない。
- ③ 根が乾燥・変色している。
- ④ 苗木全体がしおれている。

（2）病虫害の兆候がないこと。

病害虫の感染拡大を防ぐため、以下のような症状が見られる苗木は、植栽後の健全な成長を阻害する恐れがあるため受入の対象としない。

- ① 葉に黒斑、虫食い、異常な変色、しおれなどの症状があるもの。
- ② 葉の色が黄変・褐変・斑状に変色しており、病害による異常が疑われるものの。

（3）外傷・欠損がないこと。

植栽後の活着に影響するため、以下のような外傷や欠損がある苗木は受入の対象としない。

- ① 先端部の折れ
- ② 枝の裂け
- ③ 擦れ
- ④ 根の欠損

（4）水分保持が十分であること。

活着不良の原因となるため、以下のような水分不足の兆候がある苗木は受入の対象としない。

- ① 葉を手で握った際に柔軟性に欠け、乾燥により脆くなっている状態のもの。
- ② 葉が黄変、しおれているもの。

(5) 落葉樹（裸苗）の葉が展開していないこと。

春植えに使用する落葉樹の裸苗は、原則として芽吹き前又は芽吹き初期のものとする。なお、苗木全体として葉の展開が進み、蒸散の増大により活着不良のおそれがあると判断されるものは受入の対象としない。

(6) 根鉢が崩れないこと。

コンテナ苗は、根鉢全体に根が回っており、持ち上げた際に崩れない状態であること。なお、根系が未発達で、持ち上げた際に根鉢が崩れるものは受入の対象としない。

(7) 根の状態が不良でないこと。

苗木の活着性及び初期成長に影響を及ぼすため、以下のような根の状態が見られる苗木は受入の対象としない。

- ① 主根・側根が著しく形成されていないもの。
- ② 根が著しく乾燥しているもの。
- ③ 根の形状が著しく不自然なもの。

a 鳥足状：太く短い根が数本のみで、細根（髭根）が偏在又は著しく少ないもの。

b ゴボウ根状：主根が過度に伸長し、側根・細根の発達が不十分なもの。

(8) 根にカビが発生していないこと。

根にカビが発生している苗木は、病害のリスクが高く、活着不良の原因となるため受入の対象としない。なお、「根にカビが発生している状態」とは、以下のようない状態が見られるものをいう。

- ① 根の表面に白色・灰色・黒色等のカビが確認されるもの。
- ② 根の表面に綿状または粉状の付着物があるもの。

(9) 設計図書の規格に合致していること。

苗長が設計図書に記載された寸法を満たしていない苗木は、原則として受入の対象としない。ただし、寸法を満たさない苗木の割合が軽微な場合は、監督員に協議すること。

(10) 確認結果は、苗木検査野帳（様式3）に記録し、監督員に提出すること。

3 植栽時の留意事項及び環境条件

1) 天候、土壤水分、標高帯及び搬入・施工段取りを考慮し、植栽は適期内に実施すること。なお、過度な乾燥・過湿や悪天候のおそれがある場合、又は適期を判断し難い場合は、監督員と協議のうえ、植栽の延期その他必要な対策を講じること。

2) 樹種ごとの留意点は以下のとおりとする。

(1) 常緑樹

盛夏期（概ね7月中旬～8月下旬）や厳冬期（概ね12月下旬～2月中旬）の植栽

は避けること。

(2) 落葉樹

落葉樹の植栽は、原則として芽吹き前から芽吹き初期までの期間（秋植えの場合を除く。）に実施するものとし、葉の展開が苗木全体として顕著となる前に行うこと。

4 秋植え時の留意事項

- 1) 植栽を行う際には、苗木の外観（葉色、落葉状況、芽の状態）を確認し、地上部の伸長成長が停止していること、土壌が適度に湿潤であることを基準として、植栽の適否を判断すること。
- 2) 落葉樹については、新梢の成長が停止して木質化し、落葉が進行している状態であることを確認したうえで、概ね9月下旬から11月下旬までを目安として植栽を行うこと。
- 3) 常緑樹については、標高の高い地域（概ね標高800m以上を目安とする）では寒風害や凍上のリスクが高まるため、原則として根の活着が不十分になりやすい10月下旬以降の植栽は避けること。ただし、やむを得ず植栽する場合は、4-4) 及び4-5) に定める対策を講じること。
- 4) 秋植えにおいては、根の伸長が期待できない時期にやむを得ず植栽を行う場合は、地山とのなじみが悪く凍上のリスクが高まるため、根踏み等の対策を講じること。
- 5) 霜が降りる可能性がある時期に秋植えを行わざるを得ない場合は、その理由が請負者の施工又は工程管理に起因するものと認められる場合に限り、請負者の責任及び費用負担において、根踏みを早春（概ね3月上旬）に行うものとする。その際、落葉樹にあっては、展葉前に実施すること。なお、当該作業を実施するにあたっては、作業内容、実施予定日、責任範囲及び費用負担を記載した「根踏み作業に関する誓約書」を作成し、監督員に事前に提出すること。

5 活着確認

- 1) 植栽後の初期活着状況を確認するため、概ね1週間以上経過後に完成届を提出すること。

6 責任の所在

- 1) 植栽完了から完成検査までの間に枯損が確認された場合、請負者は必要に応じて植栽作業に従事した者から聞き取りを行い、枯損に至った経緯（苗木の納入・保管、現場への運搬・保管、植栽作業時における所見、植栽作業の前後における天候や土壌の湿潤状態等）を整理し、写真等の資料を添えて監督員に報告しなければならない。
- 2) 請負者の仕様の不遵守が枯損の主因である場合は、枯損の程度にかかわらず、請負者の責任において再植栽（補植）を行うものとし、これに要する費用は、すべて請負者の負担とする。
- 3) 枯損の原因が特定できない場合、又は枯損が一定程度以上に及ぶ場合は、監督

員と協議し、再植栽（補植）の要否及びその範囲、時期、苗木の調達方法及び費用負担を決定するものとする。

7 協議事項

- 1) この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

(様式2－1)

植栽（裸苗）仕様書

本仕様書は、裸苗による「植栽」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 苗木は、山梨県林業用種苗生産需給調整協議会において配分決定されたものを使用する。
- 2 苗木の受け取りにあたっては、苗木検収野帳を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、苗木検収は、陽光の直射は極力避け、むしろ等を敷いて行い、苗の乾燥・品質劣化を避けなければならない。
- 3 苗木運搬は、乾燥及び損傷を防止するため、根をこも、むしろ等で包まなければならぬ。さらに、必要に応じてシート等で全体を覆わなければならぬ。
- 4 苗木の仮植場所は、乾燥しない適湿地で雨水の停滞しないところを選定しなければならぬ。
- 5 仮植は、次の方法により行う。
 - 1) 仮植地に運搬した苗木は、すみやかに梱包をほどき、根の蒸れを防止するとともに、陽光の直射は極力避ける。
 - 2) 苗木は、根が重ならないように並べ、覆土を行う。
 - 3) 覆土は、踏み付けた後、再び軽く土を覆う。
 - 4) 仮植した苗木は、乾燥させないよう十分注意すること。必要があれば日中は、こも、むしろ等で日よけをするとともに、適度のかん水を行う。
 - 5) 仮植にあたり、発根促進剤等の化学物質の使用をしてはならない。
- 6 からまつ等の穴仮植は、次の方法により行う。
 - 1) 仮植穴は、事前に穴中をよく整備しておく。
 - 2) 運搬した苗木は、小束の締めひもを多少緩める程度にほどき、穴の片側から順次立てかけて並べる。
 - 3) 仮植穴は内部が蒸れないようにムシロ等の資材で覆う。
- 7 苗木の持ち運びは必ず苗木袋を用い、苗木の根を長時間露出したり、傷つけたりしないように注意する。
- 8 補植の植栽箇所は、枯損または損傷の著しい苗木の横に植え替えるものとする。苗間、列間が不明瞭なものは距離を測り、適正な位置に植え付けるものとする。

9 枯損した苗木については、抜き取り下刈り等の支障とならないように処理する。

10 仮植した苗木の植付けは、苗木が活力を取り戻してから行う。

11 植付けにあたり、発根促進剤等の化学物質を使用してはならない。

12 植付けは、乾燥した時期を避ける。

13 植付け方法は、原則として正方形植えとし、苗間及び列間の水平距離を測り、規則正しい並びで行う。

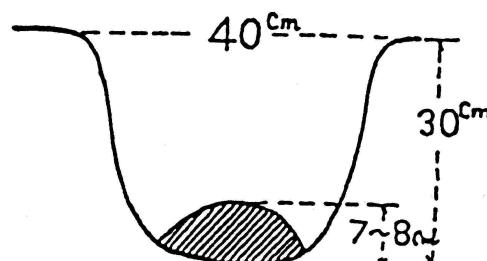
14 植付け地点に岩石、根株等の障害物がある場合は、これを避けて上下あるいは左右にずらして植付ける。

また、生物多様性の観点から、広葉樹や枯死木等を単木的に保残している場合は、その樹冠下を避けて植付ける。

15 植付けは、次の手順により行うものとする。

1) 落葉、雑草等の地被物は、植付け地点を中心にして概ね 60 cm 四方にわたる範囲を除去する。

2) 植穴は、苗木の根の広がり以上の大きさとするため、直径 40 cm 程度、深さ 30 cm 程度の穴を掘り、穴の真ん中に山盛に土を盛り上げる（下図のとおり）。



また、掘った土は散乱させないようにするとともに、地被物は植穴の中に入れないようにする。

3) 苗木は、植穴にやや深めに差し入れ、根を自然の状態に広げ、片手で苗木を垂直にささえる。

4) 埋め戻しは、根の間に土が十分入るように苗木を振り動かしながらわずかに引き上げるようにして土を寄せかける。

5) 苗木をやや引っ張り加減にしながら、かかとで踏み固めて苗木を安定させ、根際の表面を概ね元の地面と水平にする。

6) 埋め戻し終了後は、根元を落葉、雑草等の地被物で覆う。

16 植付け終了後は、所定の標柱を見やすい箇所に設置する。

17 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

(様式2-2)

植栽（コンテナ苗）仕様書

本仕様書は、コンテナ苗による「植栽」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 苗木は、山梨県林業用種苗生産需給調整協議会において配分決定されたものを使用する。
- 2 苗木の受け取りにあたっては、苗木検収野帳を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、苗木検収は、陽光の直射は極力避け、むしろ等を敷いて行い、苗の乾燥・品質劣化を避けなければならない。
- 3 苗木運搬は、根鉢を崩さないように行わなければならない。
- 4 苗木の規格・品質
 - 1) コンテナ苗は、マルチキャビティコンテナ等の容器において育苗した根鉢付き苗であること。
 - 2) 設計書で指定された規格を持つものであること。
 - 3) 地上部と地下部のバランスが良いものであること。
 - 4) 芯があって成長が見込まれるものであること。
 - 5) 根鉢全体に根が回り、かつ、容易に根鉢が崩れないものであること。
 - 6) 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象害にかかってないものであること。
 - 7) 外傷や欠損のないものであること。
- 5 苗木の取り扱い
 - 1) 苗木の取り扱いにあたっては、根鉢を崩さないよう丁寧に取り扱うこと。
 - 2) 苗木の輸送、保管にあたっては、地面に直置きせず、シート等の上に立てた状態で整然と並べ、直射日光に当たらない日陰（必要に応じて、こも、シート等で直射日光を遮断）等で保管すること。また、適宜灌水するなど乾燥防止の措置を講ずること。
 - 3) 現地に納入した苗木は、速やかに植付け、植え残り苗が生じた場合は前項と同様に取り扱うこと。
- 6 補植の植栽箇所は、枯損または損傷の著しい苗木の横に植え替えるものとする。苗間、列間が不明瞭なものは距離を測り、適正な位置に植え付けるものとする。
- 7 枯損した苗木については、抜き取り下刈り等の支障とならないように処理する。
- 8 植付けにあたり、発根促進剤等の化学物質を使用してはならない。

9 植付け方法は、原則として正方形植えとし、苗間及び列間の水平距離を測り、規則正しい並びで行う。

10 植付け地点に岩石、根株等の障害物がある場合は、これを避けて上下あるいは左右にずらして植付ける。

また、生物多様性の観点から、広葉樹や枯死木等を単木的に保残している場合は、その樹冠下を避けて植付ける。

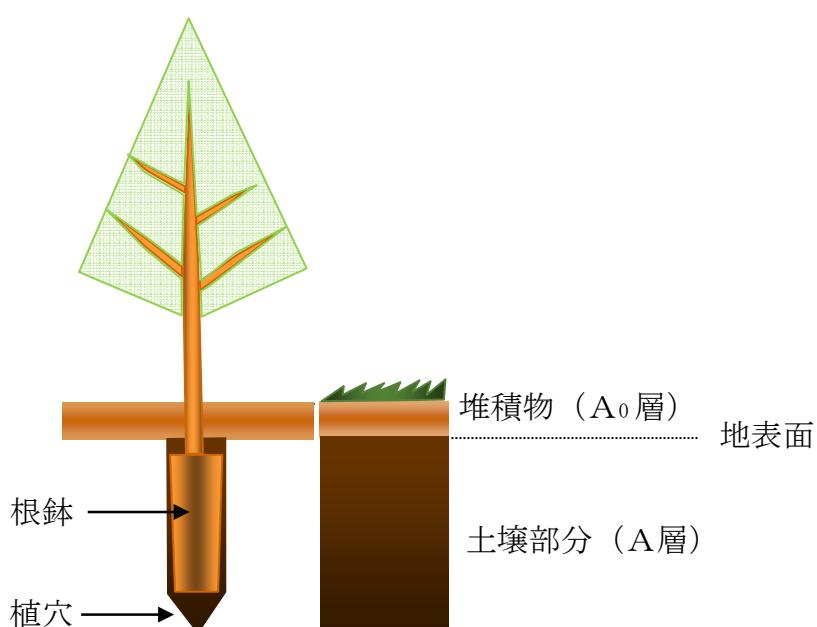
11 植付けは、次の手順により行うものとする。

- 1) 植付け地点を中心として、周囲の落葉、雑草等の地被物を取り除く。
- 2) 植付器具は、現地の土質や根系層の状況等に応じたものを使用する。
- 3) 植穴は、落葉、雑草木等の地被物が混入しないように掘削する。
- 4) 植穴の大きさは、土中に根鉢が完全に埋まる程度の必要最小限の深さ、幅とする。
- 5) 根鉢を崩さないよう植穴に苗木を垂直に差し込む。
- 6) 植付けは、表層の堆積物の層（A₀層）より下の土壤部分の層（A層）に根鉢が位置するよう、地表面より2cm程度深く植付ける。（下図のとおり）
- 7) 苗木を差し込んだ際に植穴の最深部及び側面に空隙が生じないよう、地被物を含まない土を入れて土と根鉢を密着させる。
- 8) 根鉢上面に覆土し、根鉢を潰さないよう適度に押さえつける。
- 9) 植付け後は、除去した地被物等で苗木の根元周囲を被覆し、乾燥防止の措置を講ずる。

12 植付け終了後は、所定の標柱を見やすい箇所に設置する。

13 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

図



(様式3)

苗木検収野帳(裸苗)

検収年月日 年 月 日

検収者 _____

検収場所 _____

生産者 _____

樹種 _____

納入内訳								
規格	梱数	入数	数量	規格	抽出本数	構成比	規格別数量	摘要

根元径 苗長	6mm 未満	6mm	7mm	8mm	9mm	10mm	11mm	12mm 以上
20cm未満								
20~25cm未満								
25~35cm未満								
30~35cm未満								
35~40cm未満								
40~45cm未満								
45~50cm未満								
50~55cm未満								
55~60cm未満								
60~65cm未満								
65~75cm未満								
75~80cm未満								
80cm以上								

(苗木受渡書等を裏面に貼付のこと)

(参考様式)

苗木検収野帳(裸苗)

検収年月日 年 月 日

検収者 _____

検収場所 _____

生産者 _____

樹種 ヒノキ2年生上

納入内訳								
規格	梱数	入数	数量	規格	抽出本数	構成比	規格別数量	摘要

根元径 苗長 \	6mm 未満	6mm	7mm	8mm	9mm	10mm	11mm	12mm 以上
20cm未満								
20~25cm未満								
25~35cm未満								
30~35cm未満								
35~40cm未満(小)								
40~45cm未満								
45~50cm未満(中)								
50~55cm未満								
55~60cm未満								
60~65cm未満(大)								
65~75cm未満								
75~80cm未満								
80cm以上(大外)								

(苗木受渡書等を裏面に貼付のこと)

(参考様式)

苗木検収野帳(裸苗)

検収年月日 年 月 日

検収者 _____

検収場所 _____

生産者 _____

樹種 カラマツ 2年生上

納入内訳								
規格	梱数	入数	数量	規格	抽出本数	構成比	規格別数量	摘要

根元径 苗長 \	6mm 未満	6mm	7mm	8mm	9mm	10mm	11mm	12mm 以上
20cm未満								
20~25cm未満								
25~35cm未満								
30~35cm未満(小外)								
35~40cm未満(小)								
40~45cm未満								
45~50cm未満(大)								
50~55cm未満								
55~60cm未満								
60~65cm未満								
65~75cm未満								
75~80cm未満								
80cm以上(大外)								

(苗木受渡書等を裏面に貼付のこと)

(参考様式)

苗木検収野帳(裸苗)

検収年月日 年 月 日

検収者 _____

検収場所 _____

生産者 _____

樹種 シラベ4年生上

納入内訳								
規格	梱数	入数	数量	規格	抽出本数	構成比	規格別数量	摘要

苗長\根元径	6mm未満	6mm	7mm	8mm	9mm	10mm	11mm	12mm以上
20cm未満								
20~25cm未満(中)								
25~35cm未満(大)								
30~35cm未満								
35~40cm未満								
40~45cm未満								
45~50cm未満								
50~55cm未満								
55~60cm未満								
60~65cm未満								
65~75cm未満								
75~80cm未満								
80cm以上								

(苗木受渡書等を裏面に貼付のこと)

(参考様式)

苗木検収野帳(裸苗)

検収年月日 年 月 日

検収者 _____

検収場所 _____

生産者 _____

樹種 スギ 2年生上

納入内訳								
規格	梱数	入数	数量	規格	抽出本数	構成比	規格別数量	摘要

根元径 苗長 \	6mm 未満	6mm	7mm	8mm	9mm	10mm	11mm	12mm 以上
20cm未満								
20~25cm未満								
25~35cm未満								
30~35cm未満								
35~40cm未満(小)								
40~45cm未満								
45~50cm未満(中)								
50~55cm未満								
55~60cm未満								
60~65cm未満(大)								
65~75cm未満								
75~80cm未満								
80cm以上								

(苗木受渡書等を裏面に貼付のこと)

(参考様式)

苗木検収野帳(裸苗)

検収年月日 年 月 日

検収者 _____

検収場所 _____

生産者 _____

樹種 ウラジロモミ 5年生上

納入内訳								
規格	梱数	入数	数量	規格	抽出本数	構成比	規格別数量	摘要

苗長\根元径	6mm未満	6mm	7mm	8mm	9mm	10mm	11mm	12mm以上
20cm未満								
20~25cm未満(小)								
25~35cm未満(大)								
30~35cm未満								
35~40cm未満								
40~45cm未満								
45~50cm未満								
50~55cm未満								
55~60cm未満								
60~65cm未満								
65~75cm未満								
75~80cm未満								
80cm以上								

(苗木受渡書等を裏面に貼付のこと)

(参考様式)

苗木検収野帳(裸苗)

検収年月日 年 月 日

検収者 _____

検収場所 _____

生産者 _____

樹種 アカマツ2年生

納入内訳								
規格	梱数	入数	数量	規格	抽出本数	構成比	規格別数量	摘要

根元径 苗長	6mm 未満	6mm	7mm	8mm	9mm	10mm	11mm	12mm 以上
20cm未満								
20~25cm未満(大)								
25~35cm未満								
30~35cm未満								
35~40cm未満								
40~45cm未満								
45~50cm未満								
50~55cm未満								
55~60cm未満								
60~65cm未満								
65~75cm未満								
75~80cm未満								
80cm以上								

(苗木受渡書等を裏面に貼付のこと)

(様式3-1)

苗木検収野帳(コンテナ苗)

検収年月日 年 月 日

検収者 _____

検収場所 _____

生産者 _____

樹種 _____

納入内訳								
規格	梱数	入数	数量	規格	抽出本数	構成比	規格別数量	摘要

根元径 苗長	4mm 未満	4mm	5mm	6mm	7mm	8mm	9mm	10mm 以上
20cm未満								
20~25cm未満								
25~35cm未満								
30~35cm未満								
35~40cm未満								
40~45cm未満								
45~50cm未満								
50~55cm未満								
55~60cm未満								
60~65cm未満								
65~75cm未満								
75~80cm未満								
80cm以上								

(苗木受渡書等を裏面に貼付のこと)

(様式4)

下刈 仕様書

本仕様書は、「下刈」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 刈り払いは、全刈りを原則とする。
- 2 草本、灌木、笹等の地被類は、植栽木の周囲（植栽木の概ね下枝幅以上）については、原則として山側地際からの高さが概ね20cm以下となるよう刈り払うものとし、植栽木の周囲外については、作業の安全を確保しつつ、植栽木の成長を妨げない程度の高さで刈り払うものとする。

ただし、作業の安全を確保した上で、必要に応じて植栽木の周囲外を山側地際からの高さが概ね20cm以下で刈り払う場合はこの限りではない。
- 3 作業にあたっては、植栽木及び有用天然木等の育成目的樹種を損傷しないように十分注意し、もし損傷した場合は、すみやかに監督員に報告する。
- 4 刈り払い物は、植栽木に覆いかぶらないように処理する。
- 5 つる類は、根元から切断し、植栽木等に巻き付いた部分は除去する。
- 6 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

(様式5)

つる切 仕様書

本仕様書は、「つる切」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 植栽木及び有用天然木等の育成目的樹種に着生するつる類は、根元から切断し、これを除去する。なお、高木等においてつる類の完全除去ができない場合は、つるの根元及びできる限り高い位置の2箇所を切断する。
- 2 実施区域外に発生したつるであっても、当該区域内に明らかに侵入する恐れのあるものについては施工の対象とする。
- 3 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

(様式6)

除伐I 仕様書

本仕様書は、「除伐I」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 除伐する樹木等は、植栽木及び有用天然木等の育成目的樹種（以下、「育成目的樹種」という。）の生育に支障とならないように原則として山側地際からの高さが概ね20cm以下となるよう伐採する。
ただし、作業安全上明らかに支障となる場合は、この限りではない。
- 2 残存させる立木に損傷を与えないように、伐倒方向等には特に留意するものとする。
- 3 育成目的樹種であっても、健全な林分となるために障害となる不良木、劣勢木等は伐倒する。
- 4 伐倒木が掛け木となった場合は、そのまま放置することなく、地面に引き落としてから次の工程に移るものとする。
- 5 育成目的樹種に着生しているか、もしくは着生する恐れのあるつる類は、根元から切断し、除去する。
- 6 伐倒木は、その他の作業に支障が生じないように整理する。
- 7 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

(様式 7)

除伐Ⅱ・間伐・保育間伐 仕様書

本仕様書は、「除伐Ⅱ・間伐・保育間伐」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 定性的定量伐採により実施する場合は、植栽木及び有用天然木等の育成目的樹種（以下、「育成目的樹種」という。）の均等配置を念頭に置いたうえで次の事項に留意し伐倒対象木を選木するものとする。
選木した伐倒対象木はテープ等により標示すること。
 - 1) 育成目的樹種の生育の妨げとなる木、病害虫木、損傷木、下層木等を優先的に伐採対象とする。
 - 2) 1) の選木結果により、残存させる育成目的樹種の間隔が著しく広くなってしまう場合は、その箇所については劣性木であっても最小限につき残存することとする。
 - 3) 有用広葉樹については、将来的に育成目的樹種の生育の支障とならないと見込める場合、残存させるものとする。
- 2 列状間伐は、設計図書で指定された列数により、伐採列及び残存列等をあらかじめ設定し、作業を行うものとする。
- 3 列状間伐の伐採列は、傾斜方向に設定する。また、地形により伐採列同士が交差する場合は、どちらかの伐採列を優先するか決定し長さを調整する。
- 4 列状間伐の伐採列の設定方法等については、施工計画書に記載すること。
- 5 列状間伐においてもすべての伐採木にテープ等で目印を付すこと。
- 6 伐採位置については、1及び5で選木した対象木を原則として山側地際からの高さが概ね30cm以下となるよう伐採する。
ただし、伐倒木等の滑落防止のためや、作業安全上明らかに支障となる場合は、この限りではない。
- 7 伐採の際、残存させる育成目的樹種に損傷を与えないように、伐倒方向等には、特に留意するものとする。
- 8 伐倒木が掛かり木となった場合は、そのまま放置することなく、地面に引き落としてから次の工程に移るものとする。
- 9 育成目的樹種に着生しているか、もしくは着生する恐れのあるつる類は、根元から切断、除去する。

10 伐倒木や末木枝条等を林内に残置する場合は、区域外に流出等することがない
ように整理する。

11 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

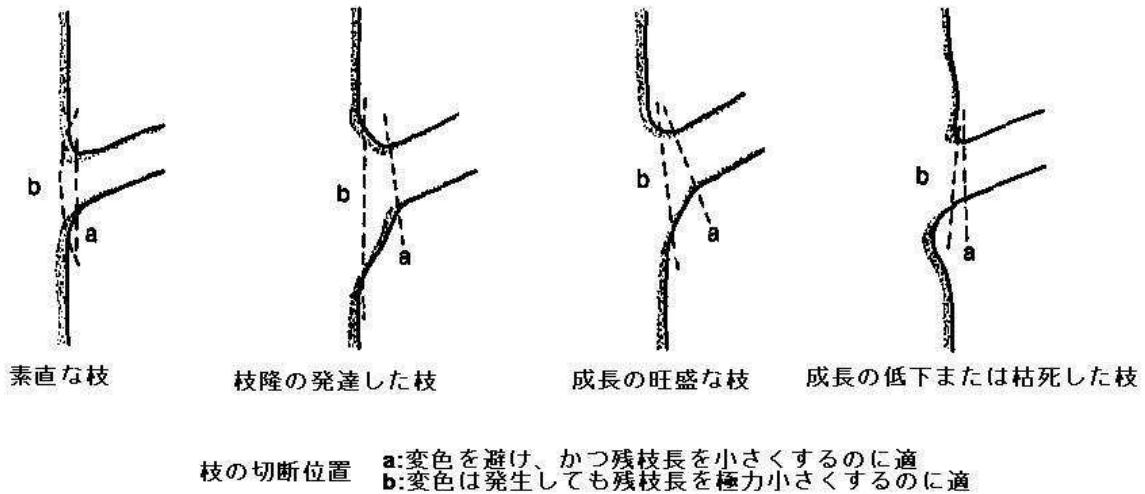
(様式8)

枝打 仕様書

本仕様書は、「枝打」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 枝打は、原則として樹幹の通直な立木に対して行う。
- 2 枝打ちの切断面は、樹幹に接して幹に平行に、小さく、狭く、なめらかなものとする。
- 3 枝打は、次の手順により行う。
 - 1) 枝を切断する位置は、監督員の特別な指示がない限り、図1に示すa線を標準とする。
 - 2) 切断にあたり、必ず下側から受け口を付けた後、上から受け口の切断面に合致するようを行う。
 - 3) 太い枝を切断する場合は、付け根から少し離れた箇所で一旦切断した後、2) の方法に準じて付け根部分を切断する。
- 4 枝打ちの際、樹幹部分に損傷を与えないように特に留意する。
- 5 器具は、必ず枝打用のものを使用すること（鉈、鋸、チェンソー）。
- 6 植栽木及び有用天然木等の育成目的樹種に着生しているか、もしくは着生する恐れのあるつる類は、根元から切断、除去する。
- 7 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

図1 目標に応じた枝の切断位置



(様式9)

倒木起こし 仕様書

本仕様書は、「倒木起こし」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 倒木起こしは、次の手順により行う。
 - 1) 倒伏木の根元に土を寄せる。
 - 2) 倒伏木を持ち上げて直立させる。
 - 3) 倒伏木の根元周辺の土を固めて安定させる。
- 2 繩張は、指定された繩を使用して、倒伏木の幹に巻き結び、結んだ繩の一端を、かん木、伐根、くい等に固定する。ただし、やむを得ず他の植栽木及び有用天然木等の育成目的樹種の根元に結んで固定する場合は、将来的に幹への食い込みが生じないように十分配慮して行うこと。
- 3 消雪後のできる限り早い時点で作業を完了すること。
- 4 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

(様式 10)

薬剤散布 仕様書

本仕様書は、「薬剤散布」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 薬剤は、農薬取締法に基づく農薬登録がされており農薬の種類及び有効成分含有量が設計書で指定された条件と合致したものを用いることとし、監督員の承認を得てから、使用すること。
- 2 敷布（使用）前には、薬剤の使用説明書をよく読み、注意事項等を厳守して作業を行うこと。
- 3 作業時には、次の事項を遵守すること。
 - 1) 作業時には、保護衣類（保護帽、保護眼鏡、防護衣、作業用特殊手袋、防護タビ、防護マスク等）を正しく着用する。
 - 2) 作業員に対する健康管理（休養、顔・腕などの露出部の水洗い、うがい等）を徹底する。
 - 3) 植栽木及び有用天然木等の育成目的樹種や周囲の作業員等に降りかからないよう、薬剤の取扱いには十分注意する。
 - 4) その他法令等で定められている使用基準に従う。
- 4 次の天候の場合、敷布（使用）作業を行ってはならない。
 - 1) 雨天時もしくは作業後6時間以内に降雨が予想される場合
 - 2) 風力2（木の葉や細い枝が絶えず動く強さ）を超える風が吹いている場合
- 5 薬剤の運搬保管にあたっては、消防法、毒物及び劇物取締法等の法規に従い、安全等に万全を期すこと。
- 6 敷布（使用）後の余分な薬剤、容器、包装等は持ち帰り、それぞれ所定の方法によって処理すること。
- 7 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

(様式11)

不用木除去 仕様書

本仕様書は、植栽木及び有用天然木等の育成目的樹種（以下、「育成目的樹種」という。）を適正な成立本数にすることを目的として行う「不用木除去」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 対象とする樹木等は、原則として山側地際からの高さが概ね30cm以下となるよう伐倒する。
ただし、作業安全上明らかに支障となる場合は、この限りでない。
- 2 残存させる立木に損傷を与えないように、伐倒方向等には特に留意するものとする。
- 3 伐倒木が掛かり木となった場合は、そのまま放置することなく、地面に引き落としてから次の工程に移るものとする。
- 4 育成目的樹種に着生しているか、もしくは着生する恐れのあるつる類は、根元から切断、除去する。
- 5 伐倒木は、区域外に流出等することができないように整理集積する。
- 6 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

(様式12)

防火線修理 仕様書

本仕様書は、「防火線修理」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 小径木、小柴、雑草、いばら、つる類等の地被植物は、原則として山側地際からの高さが10cm以下となるよう刈り払いを行う。
ただし、作業安全上明らかに支障となる場合は、この限りでない。
- 2 刈払った小径木等は、防火線区域外に除去する。
- 3 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

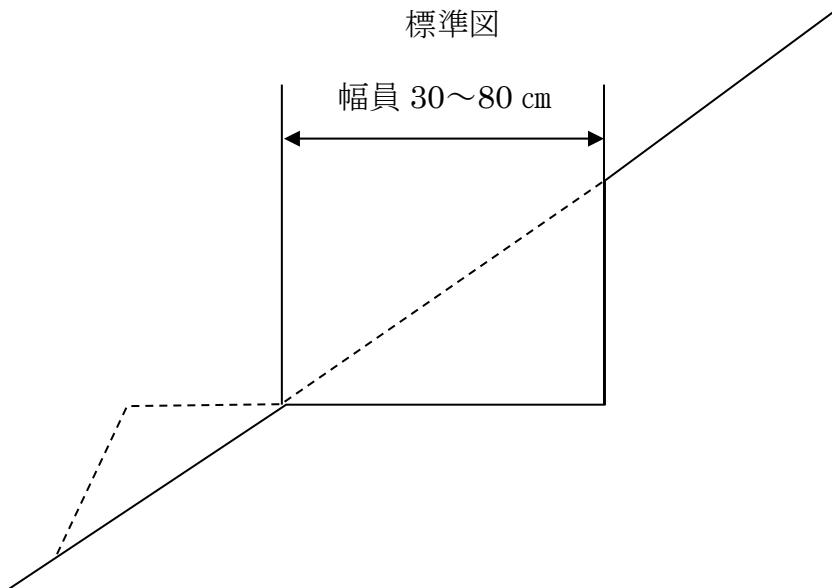
(様式13)

歩道新設（修理）仕様書

本仕様書は、「歩道新設（修理）」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 歩道の幅員内にあるすべてのかん木、笹、雑草等の地被物は、地際から除去する。
- 2 路面に突出している根株、石等は、歩行の支障とならないように路面と水平になる処理をするか、もしくは掘り取り除去する。
- 3 集水箇所には、必要に応じて排水溝を設ける。
- 4 切取り残土は、崩落、流失等のないように必要最小限度の規模で処理をする。（標準図参照）
- 5 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

標準図



(様式14)

根踏み 仕様書

本仕様書は、「根踏み」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 根踏みは、苗木を垂直に支え、かかとでしっかりと踏み固めて苗木を安定させ、根際の表面がおおむね元の地面と水平となるように行う。
- 2 施工時期については、根系が活動しはじめる前までのできる限り早い時期に行わなければならない。
- 3 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

(様式15)

受光伐 仕様書

本仕様書は、複層林整備を目的とした「受光伐」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 伐倒は、被圧木、樹勢の衰えた樹木、形状比の悪化した樹木及び曲がり木を優先的に選んで行う。ただし、林内の立木の配置状況により、伐倒することで立木間隔が著しく広くなる立木については、伐倒せずに残存する。選木した伐倒対象木はナンバーテープ等により標示すること。
- 2 対象木は、原則として山側地際からの高さが概ね30cm以下となるよう伐採し、林内管理上支障とならないように、枝払い等の処理を実施した後、整理すること。
ただし、伐倒木等の滑落防止のためや、作業安全上明らかに支障となる場合は、この限りでない。
- 3 伐倒木が掛け木となった場合は、そのまま放置することなく、地面に引き落としてから次の工程に移るものとする。
- 4 残存させる立木に損傷を与えないように、伐倒方向等には特に留意するものとする。
- 5 植栽木及び有用天然木等の育成目的樹種に着生しているか、もしくは着生する恐れのあるつる類は、根元から切断、除去する。
- 6 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

(様式 16-1)

獣害防除（忌避剤散布・塗布）仕様書

本仕様書は、「獣害防除（忌避剤散布・塗布）」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 薬剤は、農薬取締法に基づく農薬登録がされており農薬の種類及び有効成分含有量が設計書で指定された条件と合致したものを用いることとし、監督員の承認を得てから、使用すること。
- 2 塗布または散布にあたっては、被害が集中する箇所及び被害発生が予想される箇所を中心として、頂芽（幹先端部）及び1.5m以下の側枝（野ネズミ及び野ウサギ被害にあっては幹）に塗布または散布する。
- 3 薬剤を使用する際は、次の事項に留意すること。
 - 1) 敷布（使用）前には、薬剤の使用説明書をよく読み、注意事項等を厳守して作業を行うこと。
 - 2) 作業時には、保護衣類（保護帽、保護眼鏡、防護衣、作業用特殊手袋、防護タビ、防護マスク等）を正しく着用する。
 - 3) 作業員に対する健康管理（休養、顔・腕などの露出部の水洗い、うがい等）を徹底する。
 - 4) 植栽木及び有用天然木等の育成目的樹種や周囲の作業員等に降りかからないように、薬剤の取扱いには十分注意する。
 - 5) その他法令等で定められている使用基準に従う。
- 4 次の天候の場合、散布（使用）作業を行ってはならない。
 - 1) 雨天時もしくは作業後6時間以内に降雨が予想される場合
 - 2) 風力2（木の葉や細い枝が絶えず動く強さ）を超える風が吹いている場合
- 5 薬剤の運搬保管にあたっては、消防法、毒物及び劇物取締法等の法規に従い、安全等に万全を期すこと。
- 6 敷布（使用）後の余分な薬剤、容器、包装等は持ち帰り、それぞれ所定の方法によって処理すること。
- 7 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

(様式16-2)

獣害防除（樹皮剥皮防止バンド（習性利用タイプ）設置）仕様書

本仕様書は、「獣害防除（樹皮剥皮防止バンド（習性利用タイプ）設置）」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 当該作業は、ツキノワグマ等による損傷から植栽木及び有用天然木等の育成目的樹種を保護することを目的とする。
- 2 資材は、設計書で指定された規格のものを使用しなければならない。
- 3 バンドは、設計書で指定された本数を選木して設置するものとする。
なお、原則として、剥皮被害木、形質不良木などを除く樹幹の通直なものを選木しなければならない。ただし、良質木のみの選木では設置対象木がおおむね均等間隔となるよう配置できない場合はこの限りではない。
- 4 設置にあたっては、次の点に留意するものとする。（図1、図2参照）
 - (1) バンドの結束部が山側を向くように幹に巻き付けることを標準とする。
 - (2) 結束にあたっては、波状部が板状部よりも長く余る（余長部となる）ようにしなければならない。
 - (3) 余長部の長さは、受け側にある2種類のスリットを適切に使い分け、20cm程度以上を標準としなければならない。
 - (4) 余長部は、自然風で揺れるよう、余長部の先端が地面に触れない程度に、かつ、なるべく低く垂らさなければならない。
 - (5) 巻き付け部の設置高は、対象木の山側地際から50cm程度を標準とする。ただし、(4)の状態であることを優先し、その場合に標準設置高を確保できない場合はこの限りではない。
- 5 当該作業を除伐、間伐、枝打ち等の他の作業とあわせて行う場合は、他の作業が完了した後、かつ、なるべく期間を空けずにすみやかに行うものとする。
- 6 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

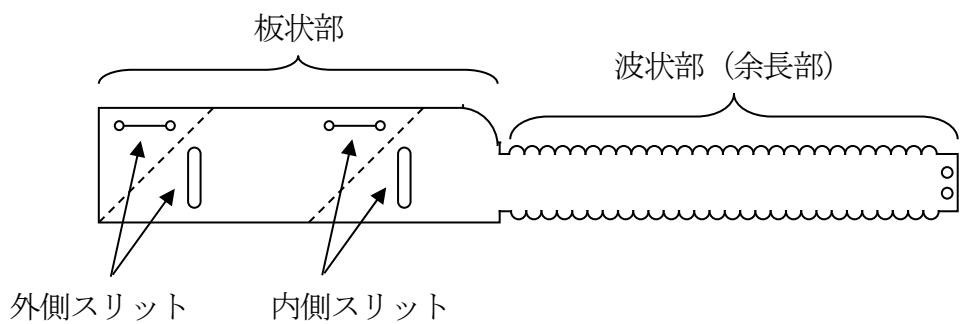


図1. 資材各部名称

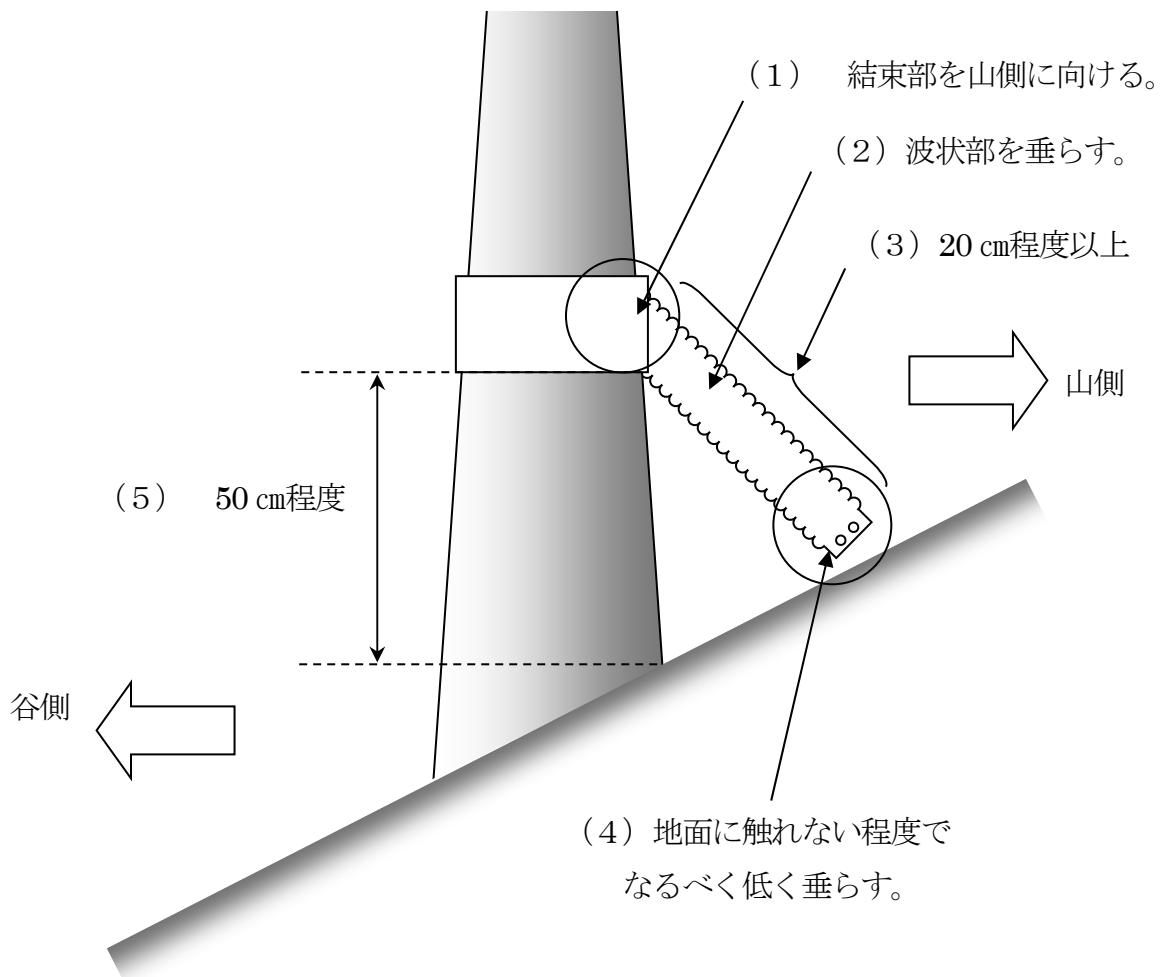


図2. 設置標準図

(様式 16-3)

獣害防除（防護柵ネット設置）仕様書

本仕様書は、「獣害防除（防護柵ネット設置）」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 当該作業は、ニホンジカ等による食害から植栽木及び有用天然木等の育成目的樹種を保護することを目的とする。
- 2 資材は、設置標準図で指定した規格以上の機能を有するものを使用することとし、監督員の承認を得てから、使用しなければならない。
- 3 設置にあたっては、設計図書で指定された位置での設置が可能か現地確認を行い、設置の障害となる雑草木等がある場合は除去すること。指定された位置での設置が困難な場合は監督員と協議すること。
なお、設計図書で示している延長は斜距離であるため留意すること。
- 4 支柱の立て込みにあたっては、次の点に留意することとする。（設置標準図参照）
 - (1) 埋設深及び地表高を確保する。
 - (2) 地形の変化点には必ず支柱を追加施工する。
 - (3) 立て込みが著しく困難な箇所は、設計図書に示す線形上で立て込み位置を移動してよいこととする。ただし、設計図書で定める支柱間隔を上回ることはできない。
 - (4) 立て込み中、破損、わん曲、ねじれその他材料が損傷したときは、新たなものと取り換えることとする。
- 5 ネット張りにあたっては、次の点に留意することとする。（設置標準図参照）
 - (1) ネット、張りロープ、押さえロープ、裾押さえロープは適度に緊張し、たるまぬように張り廻す。
 - (2) 支柱とネットは結束バンドで確実に固定する。
- 6 ロープ固定杭打ち込みにあたっては、次の点に留意することとする。（標準図参照）
 - (1) 支柱控えロープ固定杭は支柱1本置き、100mあたり13本を標準として設置し、地形の変化点等では必要に応じて増工すること。
 - (2) 支柱間隔4.0mあたり、押さえロープ固定杭は3本、裾押さえロープ固定杭は4本の割合で互い違いとなるよう打ち込み、地面とネットに隙間のないよう固定する。
 - (3) 支柱控えロープは現地状況に合わせ、必要に応じて柵の内側に設置することもできる。

7 当該作業を植栽作業とあわせて行う場合は、植栽作業の前に行うものとする。

8 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

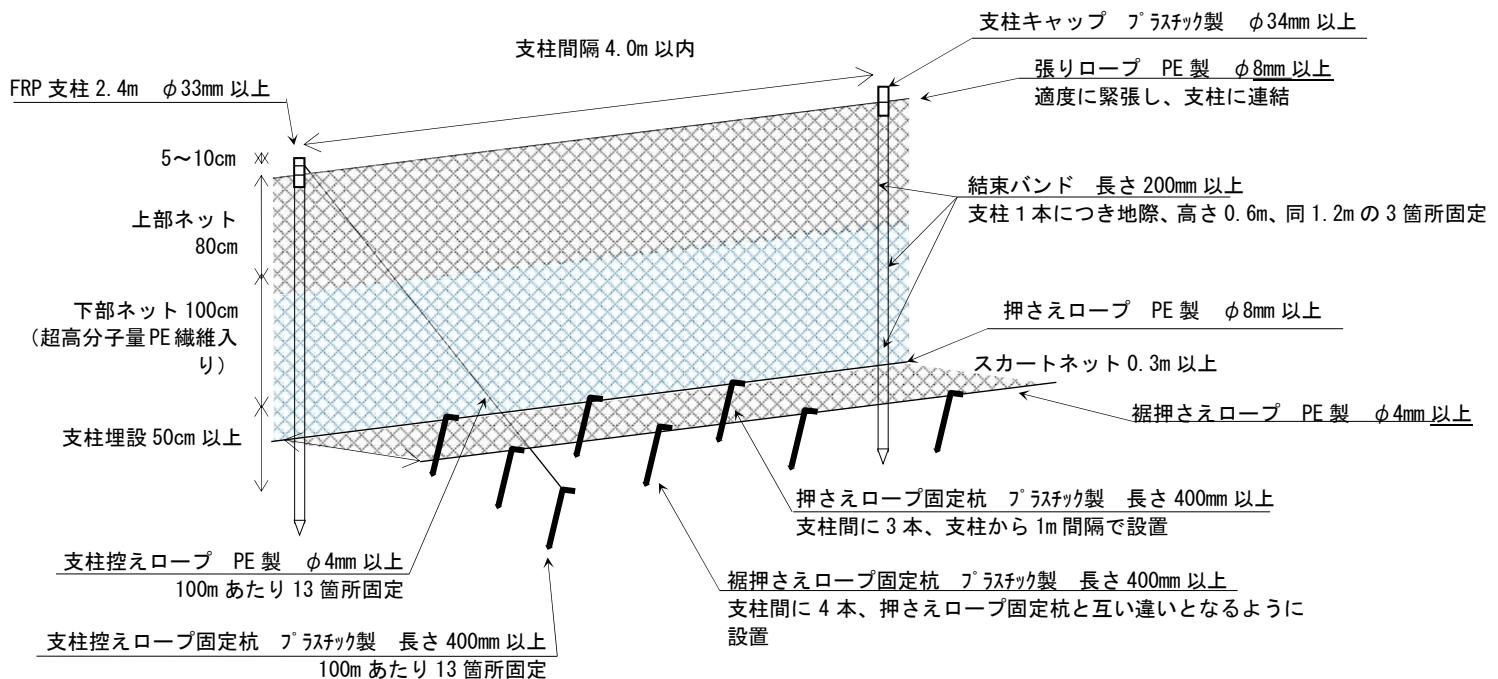


図. 設置標準図

防護柵ネット 100mあたり資材量

資材	仕様	100mあたり数量	単位
獣害防止ネット	PE 製下部超高分子量 PE 繊維合織製ネット 網目 50mm 目合 結節指定無、設置高 1.8m 以上＋スカートネット 0.3m 以上、 PE12000d 以上及び高さ 1.0m 以下超高分子量 PE 繊維 3200d 以 上 長さ 50m 以上／巻 スカートネット一体型	2. 1	巻
張りロープ	1巻当たり 55m 以上、PE 製、φ8mm 以上	2	巻
押さえロープ	1巻当たり 55m 以上、PE 製、φ8mm 以上	2	巻
据押さえロープ	1巻当たり 55m 以上、PE 製、φ4mm 以上	2	巻
(据)押さえロープ固定杭	長さ 400mm 以上、プラスチック製	1 7 5	本
支柱	φ33mm 以上、長さ 2.4m 以上、繊維強化プラスチック (FRP) 製及び同程度※のもの	2 7	本
結束バンド	長さ 200mm、100 本入／袋、ナイロン製	1	袋
支柱控えロープ	1巻当たり 55m 以上、PE 製、φ4mm 以上	1	巻
支柱控えロープ固定杭	長さ 400mm 以上、プラスチック製	1 3	本
支柱キャップ	φ34mm 以上、プラスチック製	2 7	個

※鋼管、鋼管加工品又は木柱をいう。

(様式 16-4)

獣害防除（樹皮剥皮防止バンド（忌避効果タイプ）設置）仕様書

本仕様書は、「獣害防除（樹皮剥皮防止バンド（忌避効果タイプ）設置）」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 当該作業は、ニホンジカ等による損傷害から植栽木及び有用天然木等の育成目的樹種を保護することを目的とする。
- 2 資材は、設計書で指定された規格のものを使用しなければならない。
- 3 樹皮剥皮防止バンドは、設計書で指定された本数を選木して設置するものとする。なお、原則として、剥皮被害木、形質不良木などを除く樹幹の通直なものを選木しなければならない。ただし、良質木のみの選木では設置対象木が概ね均等間隔となるよう配置できない場合はこの限りではない。
- 4 設置にあたっては、次の点に留意するものとする。（設置標準図参照）
 - (1) 立木の山側地際ラインから根張り部分を避けて1段目を設置する。
 - (2) 立木の山側地際ラインから概ね150cmの高さに3段目を設置する。
 - (3) 1段目と3段目の中央部分に2段目を設置する。
 - (4) 設置する際は、ネットを対象木に弛みのないように巻き付け、3cm程度重なるようにして切断したのち、ガンタッカーで3ヶ所を等間隔になるよう固定する。
- 5 当該作業を除伐、間伐、枝打ち等の他の作業とあわせて行う場合は、他の作業が完了した後、かつ、なるべく期間を空けずにすみやかに行うものとする。
- 6 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

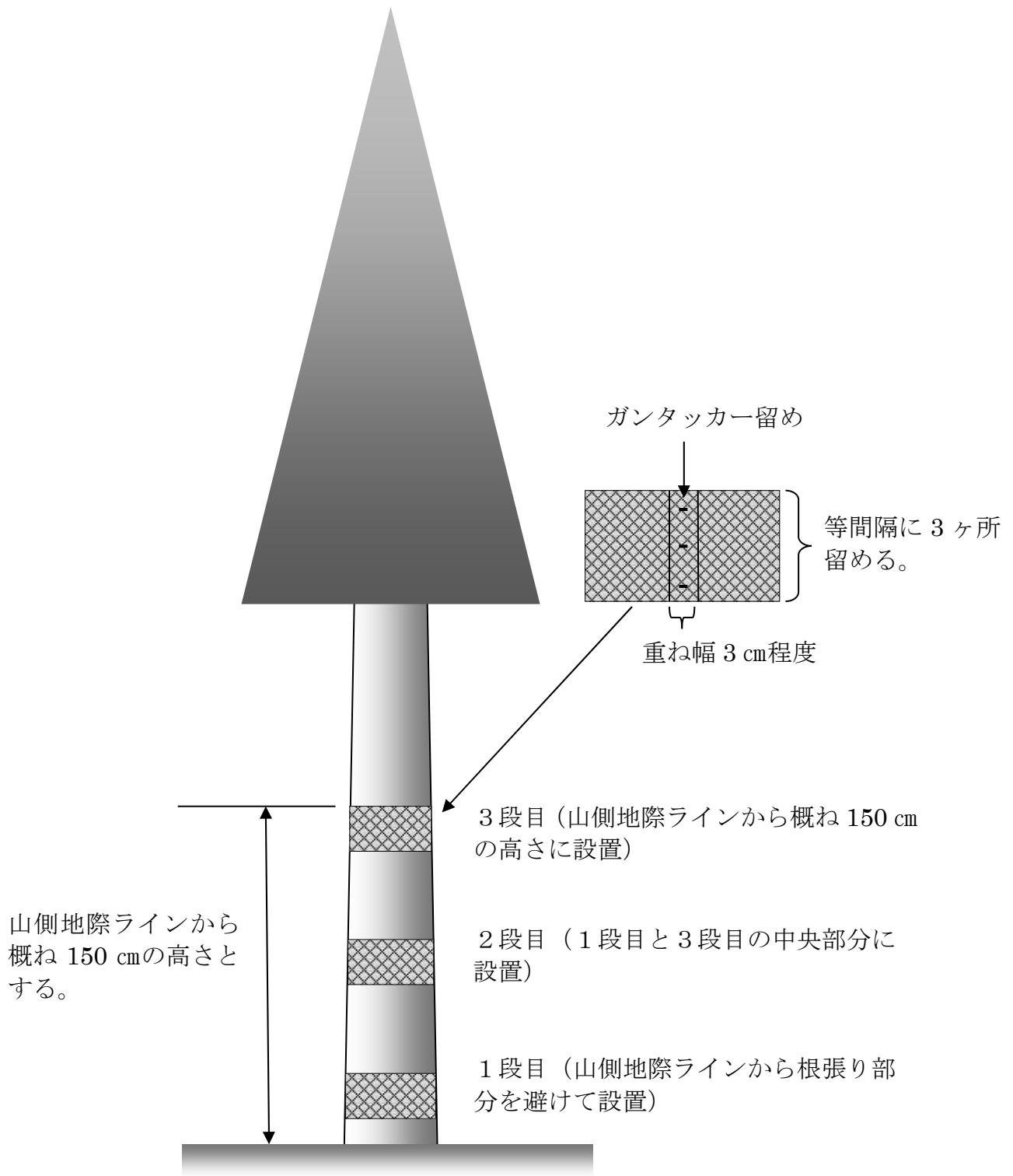


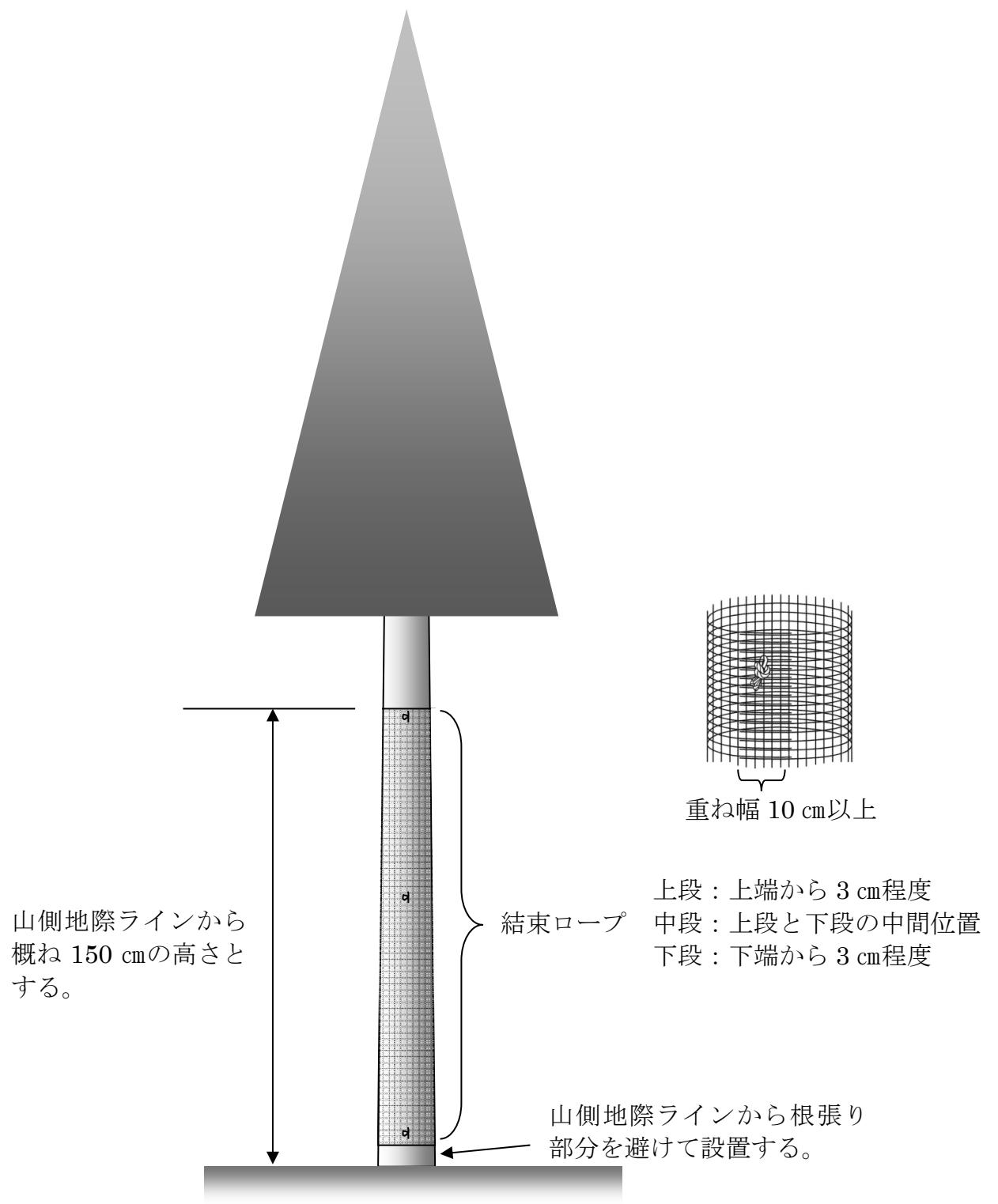
図. 設置標準図

(様式 16-5)

獣害防除（樹皮剥皮防護ネット設置）仕様書

本仕様書は、「獣害防除（樹皮剥皮防護ネット設置）」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 当該作業は、ニホンジカ等による損傷害から植栽木及び有用天然木等の育成目的樹種を保護することを目的とする。
- 2 資材は、設計書で指定された規格のものを使用しなければならない。
- 3 樹皮剥皮防護ネットは、設計書で指定された本数を選木して設置するものとする。なお、原則として、剥皮被害木、形質不良木などを除く樹幹の通直なものを選木しなければならない。ただし、良質木のみの選木では設置対象木が概ね均等間隔となるよう配置できない場合はこの限りではない。
- 4 設置にあたっては、次の点に留意するものとする。（設置標準図参照）
 - (1) ネットを対象木に弛みのないように巻き付け、結束ロープで3ヶ所を等間隔になるよう固定する。
 - (2) ネットの最下部は、根張り部分を避けて設置するものとする。
 - (3) ネットの重ね幅は、10cm以上とする。
- 5 当該作業を除伐、間伐、枝打ち等の他の作業とあわせて行う場合は、他の作業が完了した後、かつ、なるべく期間を空けずにすみやかに行うものとする。
- 6 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。



(様式 17)

森林作業道仕様書

本仕様書は「山梨県森林作業道作設指針（令和5年11月1日改正）」に基づき作設する、森林作業道新設（改良）作業の施工基準及び注意事項を定める。

なお、本仕様書に特に定めのないものについては「山梨県森林作業道作設指針」によることを基本とする。

- 1 概要設計による発注の場合は着手前に現場踏査を行い、地形・地質等の状況、施工性、経済性、作業性を考慮検討した路線の計画図（縮尺1/5000）を作成し、監督員の承認を受けなければならない。
- 2 森林作業道開設に伴う伐採は最小限とし、伐採木の集積場所や採材等については施工前に監督員と協議すること。
- 3 作設に使用する機械の機種選定については、施工前に監督員と協議すること。
- 4 森林作業道の規格は、設計書に記載した作業想定車両の安全な通行および林内作業が可能となる縦断勾配、幅員、屈曲部を確保すること。
- 5 延長は幅員の中心に設けた測点杭間を直線で結んだ水平距離とする。ただし、曲線を設定した場合は曲線表による距離とする。
- 6 縦断勾配を設定し設計してある場合は、その計画勾配により施工すること。
- 7 切土高は1.5m程度以内を原則とし、高い切土が連續しないよう注意する。局所的に切土高が高くなる場合の切土法面勾配は、土砂6分、岩石3分を標準とする。
- 8 路体は堅固な土構造によることを基本とし、片切片盛により切土量と盛土量の均衡を図ることとする。やむを得ない場合についてのみ、監督員と協議の上、運搬捨土として処理をおこなうこと。
- 9 盛土への枝葉等有機物混入による締固め不足から発生する沈下や、有機物によるすべり面での崩落、沈下等を避けるため、切土・盛土部分の表土はあらかじめ取り除くこと。
- 10 盛土工は地山に段切りを行なった上で、重機履帶及びバケット等により、概ね30cm度の層ごとに丁寧に締固め、車両の通行に支障のない強度を得るように施工する。なお、強度を有しない土質の場合は事前に監督員と協議すること。
- 11 路面の排水は、横断勾配を水平とし、縦断勾配をゆるやかな波形とすることによ

り、こまめな分散排水を行なうことを基本とする。また、屈曲部上部の路面水は外側の地山に誘導排水し、盛土屈曲部への雨水の流入を極力避けるようとする。
排水先は安定した尾根部や常水のある沢等とする。

12 小渓流を横断する場合は、転石や丸太などを利用した洗い越し工による施行を基本とし、路面に比べ低い通水面を設け、流水の路面への流出を避けるようする。
また、通水面は水が薄く流れるようにし、侵食を防止するようする。

13 事業終了後の路面洗掘等を防ぐための小盛土や水切りの設置など、路体保全に必要な措置について、事前に監督員と協議すること。

14 9～13tクラスの機械（バケット容量0.45m³クラス）を用いて伐採、集材、造材等の作業を行う場合、作業の安全性及び作業性の確保のため、平均傾斜が概ね15°～25°以下で切土高が概ね0.5m以上になる箇所については、当該作業を行う区間に限り、0.5m程度の余裕幅を設けることができるものとする。

15 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

(様式18)

皆伐 仕様書

本仕様書は、「皆伐」作業の施工基準及び注意事項を定める。

- 1 対象とする樹木等の伐採位置は、原則として山側地際からの高さが概ね30cm以下となるよう伐倒する。
ただし、伐倒木等の滑落防止のためや、その後の地拵作業において筋状に集積するために伐根を利用する場合、又は作業安全上明らかに支障となる場合は、この限りでない。
- 2 区域外の立木に損傷を与えないように、周縁部における伐倒方向等には特に留意するものとする。
- 3 伐倒木が掛かり木となった場合は、そのまま放置することなく、地面に引き落としてから次の工程に移るものとする。
- 4 伐倒木や末木枝条等を林内に残置する場合は、区域外に流出等することができないように整理集積する。
- 5 作業区域内に胸高直径50cm以上の大径木があった場合は、生物多様性の観点からこれを保残し、監督員に報告するものとする。
- 6 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

(様式 1 9)

造材、集材仕様書

本仕様書は、「造材、集材」作業の施工基準及び注意事項を定める。

○ 造材

- 1 枝払作業の際、材面を損傷させないこと。また、断面は平滑に削ること。
- 2 丸太の両木口は、ていねいに切り、枝、コブ、元玉の引き残しや根張りを完全に除き、枝払の際は節高にならない様に十分気を付け、品等の向上に努めること。
- 3 延寸は正確に付け、曲がり、その他によって、定尺に満たない（寸足らず）材を作らないこと。
- 4 丸太末口に末口径を示す印を、木材チョーク等で標示すること。
- 5 事業終了に際しては、監督員の指示に従い事業現場の掃除整理を行うものとする。
このために要する費用は、請負者の負担とする。
- 6 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

○ 集材

- 1 集材にあっては、監督員の指示を受け対象木を選定するものとする。
- 2 集材に際しては、周囲の造林木の保護に努めると共に、材の鼻を吊り上げる等、林地の保護にも努めること。
- 3 山土場処分の場合は集積場に材を乱積みすることなく、選木集積しておくものとする。
- 4 請負者が素材の検知及び材積計算を行うときは、県の指示又は算定方法によるものとする。
- 5 事業実行上支障木を生じた場合は、監督員の指示によるものとする。
- 6 檜収材積の確認は、県が指定した地点に於ける着材数量によるものとする。
- 7 事業終了に際しては、監督員の指示に従い事業現場の掃除整理を行うものとする。
このために、必要な費用は請負者の負担とする。
- 8 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

採材標準規格表

樹種	長さ	延寸 (cm)	末口径 (cm)	主な用途
スギ	6 m	20	16~20	通し柱 (特に直材のもの)
	4 m	10	6~13	垂木、母屋、土木資材
	4 m	10	14~20	桁、間柱
	4 m	10	22 以上	梁・桁、板類
	3 m	10	6~13	杭材 (直材)、土木資材
	3 m	10	14~20	柱 (直材)
	3 m	10	22~30	柱、間柱、桁類
	3 m	10	32 以上	梁・桁
ヒノキ	6 m	20	16~20	通し柱 (特に直材のもの)
	4 m	10	6~13	垂木、母屋、根太、土木資材
	4 m	10	14~20	土台、大引
	4 m	10	22 以上	桁、板類
	3 m	10	6~13	杭材 (直材)、土木資材
	3 m	10	14~20	柱 (直材)
	3 m	10	22 以上	柱 間柱、桁類
カラマツ	4 m	10	6~13	杭材 (直材)、土木資材
	4 m	10	14~16	合板 (直材)
	4 m	10	18 以上	集成材、合板、梁
	3 m	10	6~13	杭材 (直材)、土木資材
	2 m	10	14~16	合板 (直材)
	2 m	10	18 以上	合板
他 そ 針 の	4 m	10	14~16	合板 (直材)
	4 m	10	18 以上	合板

※本表は、標準的な採材規格を示す。

※ 採材の留意事項

- 1 採材は、特記仕様書に指定された規格に基づき行うものとし、根曲がり、腐れの部分は必ず打ち出すこと。
- 2 3.00m材は、柱向け適材とし、特に節、曲がり及び径級に注意して採材すること。
(スギ、ヒノキ)
- 3 6.00m材は、通し柱（2階柱）適材として、特に曲がり及び径級に注意して採材すること。
(スギ、ヒノキ)
- 4 梢端部の採材は、4.00mに採材し、これが困難なときは、3.00m、2.00mに逐次採材する。
- 5 切断面は原則直伐りとし、集成材・合板用については根張りを切り落とすこと。
- 6 採材にあたり不明な点は、監督員の指示を受けること。

(様式 2 0)

丸太積込運搬仕様書

- 1 運搬先は、設計書で指定された共販所及び原木市場、製材工場等（以下、「共販所等」という。）とする。
- 2 山元から共販所等に出荷する時点で、別紙様式により 3 枚複写の送り状を発行するものとする。
- 3 送り状は運搬トラック 1 台毎に発行することとする。ただし、複数の生産場所（小班）から搬出した丸太を同一トラックに積載して出荷する場合は、生産場所（小班）毎に送り状を発行すること。
- 4 送り状のうち 1 部は請負者の控えとし、残りの 2 部は出荷材とともに共販所等に引き渡すものとする。
- 5 共販所等に引き渡した送り状のうち 1 部は共販所等の控えとし、残りの 1 部は共販所等の受領印を受け作業書類に添付し県に提出するものとする。
- 6 この仕様書により難い場合は、監督員と協議し決定する。

(様式20別紙)

委託販売材送り状

NO _____

令和 年 月 日

殿

職氏名

出荷年月日				市場名	
生産場所				荷扱者	
樹種	材長	径級	本数	摘要	

上記委託販売材について確かに受領しました

令和 年 月 日

殿

職氏名

印